

建築基準法による認定・認証料金表(消費税非課税)

(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の2の3第3項による)

種類	建築基準法施行令及び施行規則の条文	項目	認定・認証料金(円)	
1 型式適合認定	令第136条の2の9第一号	建築物の部分で、門、塀、改良便槽及び屎尿 浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその 他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるも のを除く。)以外のもの	床面積の合計 $\leq 30\text{m}^2$	31,000
			$30\text{m}^2 <$ 床面積の合計 $\leq 100\text{m}^2$	45,000
			$100\text{m}^2 <$ 床面積の合計 $\leq 200\text{m}^2$	61,000
			$200\text{m}^2 <$ 床面積の合計 $\leq 300\text{m}^2$ ☆	77,000
2	令第136条の2の9第二号(一)	防火設備	50,000	
3	令第136条の2の9第二号(三)	非常用の照明装置	50,000	
4	令第136条の2の9第二号(五)	冷却塔設備	50,000	
5 型式部材等	規則第10条の5の4第一号	建築物の部分(門、塀、改良便槽等を除く)であり該部分に使用する材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されているものであり、かつ、当該建築物の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の2/3以上であるもの	一件48万円 * 注意参照	
6 製造者の認証	規則第10条の5の4第二号	防火設備		当該部分に使用する材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されているものであり、かつ、工場において製造されているもの
7		非常用の照明装置		
8		冷却塔設備		

* 注意:ただし、当該申請以前に認証を受けた工場又は、事業場において同一の技術的生産条件で型式部材等の製造をしようとする場合、若しくはほかの認証に関わるものと同一の技術的生産条件において認証を受けようとする場合、1件あたり2万5千円

☆ 当センターが行う業務は、300 m^2 以下となります。